

京都市ラクト健康・文化館条例を廃止する条例（令和5年12月12日京都市条例第29号）（建設局都市整備部市街地整備課）

京都市ラクト健康・文化館は、市民の健康の保持及び増進に資する市民の活動その他の活動の用に供するための施設として設置していますが、今後は、民間事業者の知恵やノウハウをより一層いかしながら、社会経済情勢の変化や幅広い市民のニーズに的確に対応していくことが重要であり、民設民営の施設として、立地条件や機能等を最大限に活用しながら運営を継続していくことが望ましいと判断したため、本市の施設としては廃止することとしました。

この条例は、令和5年12月12日から施行することとしました。

京都市ラクト健康・文化館条例を廃止する条例を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市ラクト健康・文化館条例を廃止する条例

京都市ラクト健康・文化館条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「、ラクト健康・文化館」を削る。

(建設局都市整備部市街地整備課)